

【事業所向け】 介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A (高齢者支援課) R5.7 修正版

No.	区分	質問 (申請手続き)	回答
1	申請事務	総合事業のサービスののみを利用している要支援認定者が認定の更新等をするときは、基本チェックリストの実施により「事業対象者」となる手続きを進めたほうがよいか。	総合事業のサービスのみの利用であれば、認定期間終了日以降、迅速かつ確実にサービス利用につなげるために「事業対象者」となる手続きも一つの選択肢であると考えます。ただし、「事業対象者」が利用できるサービスはあくまで総合事業の介護予防・生活支援サービスののみであること、支給限度額が要支援1相当額であること等を説明し、注意の上、手続きを進める必要があります。更新等において、予防給付のサービス利用が想定されない場合は、基本チェックリストの手続きによりサービス利用ができ、必要なときにはいつでも認定申請が行える旨の説明をお願いします。ただし、これまでも説明してきたとおり、基本チェックリストの実施か認定申請を行うかの選択は、利用者やご家族の意向に沿って行ってください。
2	認定更新	総合事業のサービスのみの利用者は、要支援認定の更新を受け続けることはできるのか。	総合事業のサービスのみの利用者も、引き続き要介護認定申請を行うことができます。手続きの方法や流れを説明し、ご本人の希望等を踏まえて選択してください。
3	再申請	事業対象者になった利用者が要介護認定を受けたい場合は、新規か変更かどちらで申請することになるのか。	要支援認定、要介護認定の申請は新規申請の扱いとなります。なお、認定の申請は、必要があればいつでも申請していただくことができます。
4	同時申請	要介護認定等申請と同時に基本チェックリストによる申請ができるのか。	認定結果が非該当になりそうな場合で、結果が出る前に急いでサービス利用が必要な場合は同時申請が可能です。要介護認定等申請とあわせて基本チェックリストを実施した場合は、基本チェックリストの結果が事業対象者の基準に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て、総合事業のサービスを利用することができます。その後、「要介護1以上」の認定がなされた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間、総合事業のサービスによるサービスの利用を継続することができます。
5	同時申請	「基本チェックリスト実施と要介護認定等申請を同時に行う場合」、「要介護認定等申請後、基本チェックリストを実施する場合」に、被保険者証の送付はどのようになるか。	要介護認定審査の結果判定により要支援等と判断された場合は認定結果と有効期限が記載された被保険者証を発行します。非該当と判断された場合であって、基本チェックリストにより要支援相当と判断された場合は、事業対象者としての被保険者証の発行を行います。なお、非該当になった場合の有効期限開始日は基本チェックリスト開始日になります。
6	申請相談	事業対象者から総合事業のサービス事業所に対してサービスの新規利用の相談が直接あった場合、どのように対応すればよいか。	事業対象者が利用するサービスについては、ケアマネジメントを経てケアプランに位置づけて利用していただくこととなりますので、地域包括支援センターをご案内してください。
7	認定申請	委託を受けた居宅介護支援事業所が、申請時や更新時に地域包括支援センターに提出しなければならない書類を教えてください。	基本チェックリスト実施時は、「介護予防・生活支援総合事業のサービス対象者確認票」と添付書類（介護保険被保険者証及び介護サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書）が必要ですが、呉市版介護予防アセスメントシート等を提出する必要はありません。なお、「呉市介護予防・日常生活支援総合事業利用連絡票」の提出時は、介護予防サービス・支援計画書の写しが必要です。この連絡票は、支え合いホームヘルプサービス、運動型デイサービス、短期集中予防サービスを利用している場合に提出してください。

【事業所向け】 介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A (高齢者支援課) R5.7 修正版

No.	区分	質問 (申請手続き)	回答
8	更新申請	認定更新手続きと同様に基本チェックリストの実施も2か月前から行えるが、結果が出るのが早いため結果が出てすぐにアセスメントを行うとサービス提供開始の1か月以上も前になる。更新時のアセスメントは、いつごろ行えばよいか。	介護予防ケアマネジメントは、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものであるため、介護予防サービス・支援計画で定めた期間の終了時に介護予防サービス・支援計画の実施状況を踏まえ、目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定する必要があります。したがって、アセスメントは、モニタリング・評価を行った後に実施することになります。
9	再発行	事業対象者が被保険者証を紛失した場合は、どこに相談すればよいか。	被保険者証の再発行は、介護保険課で手続きをすることができます。
10	更新申請	要支援1・2の住所地特例者（保険者が呉市で施設が市外）は、更新申請をどこですればよいか。	利用者は、呉市介護保険課に認定申請をします。 呉市は、認定の結果が記入された被保険者証及び負担割合証を住所地に送ります。
11	更新申請	事業対象者の住所地特例者（保険者が呉市で施設が市外）は、更新申請をどこですればよいか。	事業対象者は、施設の所在する市町村窓口で基本チェックリストが該当するか否かを確認します。 「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証」を施設所在地の市町村に提出してください。 施設所在地市町村は、利用者から提出された「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証」を呉市に郵送します。 呉市は、認定結果が記入された被保険者証及び負担割合証を住所地に送ります。 (参考：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインP123～127)
12	転入	呉市外から転入してきた事業対象者がサービスを利用する場合、呉市で改めて基本チェックリストをする必要があるか。	呉市では、サービス利用の有無に関らず、転入者が希望する場合には、転入前の市町村で受けた基本チェックリストの結果を要介護認定の結果と同様に6か月間引き継ぎます。 その場合の手続きに必要な書類として、「介護予防・生活支援総合事業のサービス対象者確認票」と前の市町村で発行された「受給資格者証（事業対象者と記載のあるもの）」をセットで介護保険課へ提出してください。